



令和6年4月 宜野湾市認可保育施設

一斉入所のご案内

公立保育所
私立保育園
認定こども園
(2号・3号保育所部分)
地域型保育事業所

■書類の配布と受付期間

令和5年10月13日(金)から令和5年10月31日(火)

(午前)9時00分から11時30分 (午後)13時00分から17時00分

※最終受付は16時30分になります。

※土日祝日は除く。

※郵送の場合には10月31日(火)までの消印有効。

※書類の差替期限は令和5年11月10日(金)17時15分です。

■申込書類の配布及び受付場所

宜野湾市役所正面玄関前プレハブ(多目的会議室)

※令和5年10月2日(月)からはHPにて必要書類を取得できます。

※郵送での提出方法はこのパンフレットをご覧ください。

■最新の情報について

このパンフレットの内容は予告なく変更する場合があります。

最新情報は市のホームページで随時ご確認をお願いいたします。

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/fukushi/2/13405.html>



■お問い合わせ先 宜野湾市役所 福祉推進部 子育て支援課 保育児童係
電話 098-893-4411 (内線: 3312・3313)

目次

1. はじめに	1	10. 2次審査	20
ア. このパンフレットの対象となる保育施設の種類.....	1	ア. 2次審査の対象と手続き方法.....	20
イ. 申込から入所までの流れ.....	2	イ. 2次審査の結果のお知らせ.....	20
2. 申込対象児童	3	ウ. 2次審査で内定した場合.....	20
3. 保護者様の条件	3	エ. 2次審査で保留となった場合.....	20
ア. 『保育を必要とする事由』があること.....	3	11. 保育施設を利用できる時間（保育必要量）	21
イ. 『保育を必要とする事由』が無い場合.....	4	ア. 標準時間・短時間とは.....	21
4. 必要書類	4	イ. 利用時間の取り扱い.....	22
ア. 全員提出が必要な書類.....	5	12. 保育料・給食費・延長保育料	22
イ. 『保育を必要とする事由』を証明する書面.....	5	ア. 保育料.....	22
(ア) . 就労（雇用されている場合）.....	6	(ア) . 保育料階層.....	22
(イ) . 就労（自営業）.....	6	(イ) . 3歳児クラス以上の場合.....	23
(ウ) . 就労（法人役員）.....	7	(ウ) . 2歳児クラス以下の場合.....	24
(エ) . 妊娠・出産.....	11	(エ) . 税額変更時の取り扱い.....	25
(オ) . 保護者様の疾病・障がい.....	11	イ. 延長保育料.....	26
(カ) . 親族の介護・看護等.....	11	(ア) . 公立保育所の場合.....	26
(キ) . 災害復旧.....	12	(イ) . 私立保育園の場合.....	27
(ク) . 求職活動.....	12	ウ. その他実費等.....	27
(ケ) . 就学.....	12	エ. 保育料等のお支払い方法.....	27
(コ) . その他.....	13	(ア) . 市へお支払いの場合.....	28
ウ. ひとり親世帯（離婚や別居予定も含む）.....	13	(イ) . 園へのお支払いの場合.....	28
エ. 保育士等の資格をお持ちの方.....	14	オ. 保育料や給食費を滞納した場合.....	28
オ. 転園を希望する方.....	14	13. 入所審査（利用調整）の基準表	29
カ. 市外の認可保育施設への入所を希望している方...	14	14. よくある質問・ご相談	32
キ. 市外から転入予定の方.....	15	ア. 入所審査関係.....	32
ク. 同世帯の方が障がい者手帳等をお持ちの方.....	15	イ. 育休関係.....	33
ケ. 軍人・軍属及びその他外国籍の方.....	15	ウ. 内定関係.....	34
5. 申込書類の提出	16	エ. 地域型保育事業所関係.....	35
ア. 受付期間及び時間.....	16	オ. 保留関係.....	35
イ. 郵送での提出.....	16	カ. 保育必要量・延長保育関係.....	36
ウ. 窓口での提出.....	17	キ. 給食関係.....	37
6. 書類の差替期限	18	ク. 感染症関係.....	37
7. 審査結果のお知らせ	18	ケ. 転居・転入・転出関係.....	37
8. 内定後の手続き	18	15. 募集人数	39
ア. 保育施設との面談.....	18	16. 保育施設の地図・リスト	39
イ. 健康診断の受診.....	19	ア. GoogleMap 宜野湾市保育園マップ.....	39
ウ. 入所決定通知書と利用者負担額決定通知書.....	19	イ. ここ de サーチ.....	39
エ. 入所内定を辞退する場合.....	19	ウ. 認可保育施設の地図.....	40
9. 保留となった場合の手続き	20		

1. はじめに

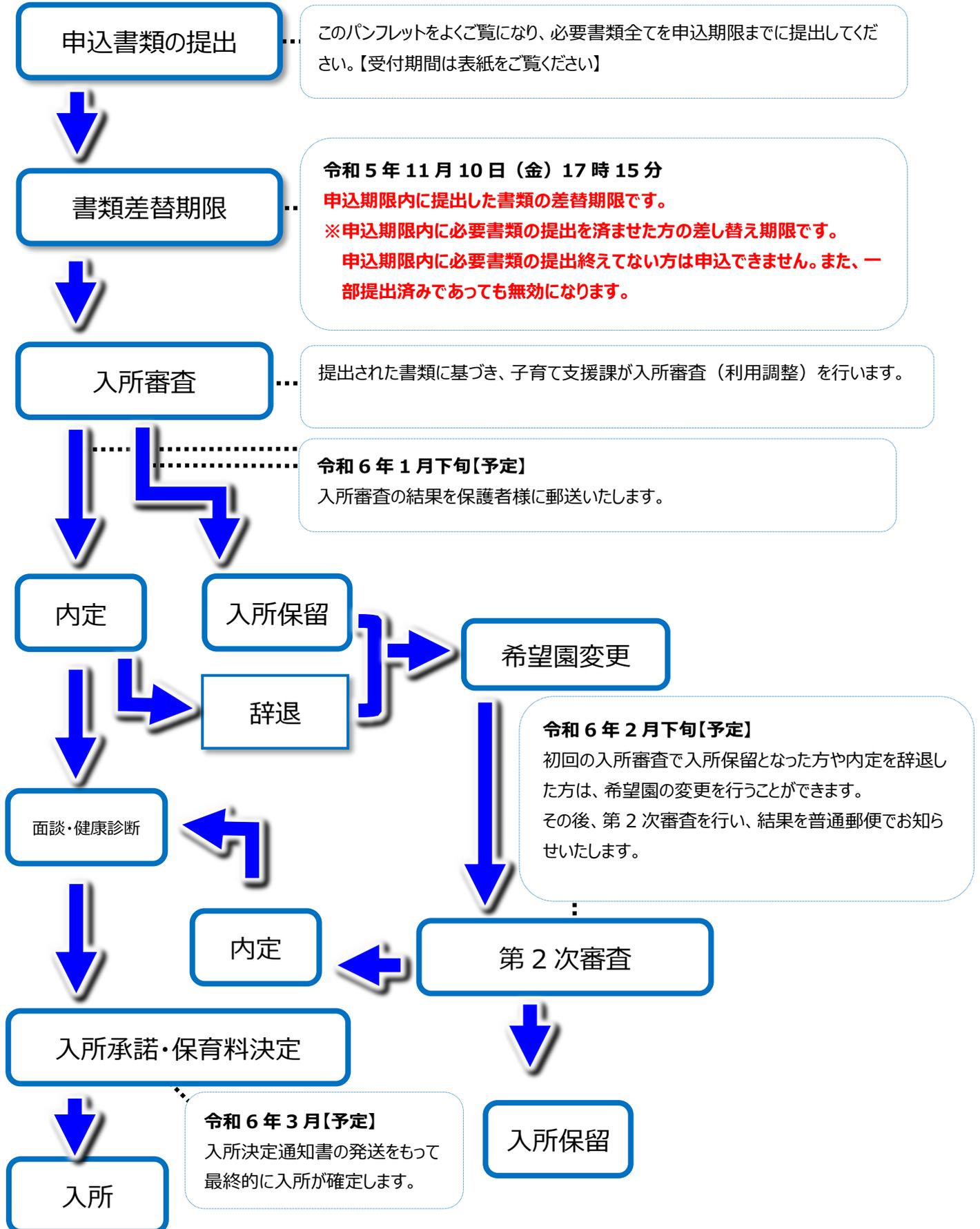
ア. このパンフレットの対象となる保育施設の種類

このパンフレットでご案内するのは、市への申し込みが必要になる下記の保育施設についてです。全体を「認可保育施設」と表記しています。

類型	名称	概要	定員	対象児童	保育料	給食費
保育所・ 認定 こども園	私立保育園（認可）	公立以外の認可保育所です。	20名以上 ※保育施設によって異なります。	生後3か月から5歳児クラスまで	3歳児クラス以上は無料です。ただし、実費等は生じます。保育料は保護者の所得に応じて市が決定します。	2歳児クラスまでは無料です。3歳児クラス以上は保護者の所得やきょうだいの人数に応じて給食費が発生する場合があります。
	公立保育所	宜野湾市内の公立保育所は宜野湾保育所とうなばら保育所の2カ所です。				
	認定こども園の保育所部分（2号・3号） ※幼稚園部分（1号認定）はおおむね午前中のみ利用となり、『保育を必要とする事由』が無い方でもご利用いただけます。	就学前の児童の教育・保育を一体となって行う施設です。※保育所部分と幼稚園部分があります。				
地域型保育事業	小規模保育 A型 ※ほか B型 C型がありますが宜野湾市内の小規模保育所はすべて A型です。	ゼロ歳児クラスから2歳児クラスまでを19名以下の定員で保育する施設です。	6名以上19名以下	生後3か月から2歳児クラスまで ※卒園する際には <u>連携先の別保育施設の3歳クラスへ入所するための利用調整を行います</u> が、 <u>ご希望に沿えない場合や、受け皿不足により入所できない場合</u> がございます。		
	事業所内保育所	従業員向け保育所ですが、それ以外の方が入所できる枠がございます。宜野湾市内では、ヤクルトわくわく大山保育園とほいくえんそーれ！が該当します。				

イ. 申込から入所までの流れ

おおよその流れです。詳しくはこのパンフレットの該当ページをご覧ください。



2. 申込対象児童

以下すべてを満たす児童が入所審査の対象となります。

全員が必ず入所できるわけではなく、希望者が定員を超える場合には市が入所審査（利用調整）を行い、優先度が高い順に入所が内定する仕組みとなっております。

1. 平成 30 年（2018 年）4 月 2 日から令和 5 年 12 月 31 日までに出生していること。
2. 令和 6 年 4 月 1 日時点で保護者と児童が宜野湾市に住民登録を有していること。

【重要】特別支援保育について

※発達、発育に遅れが感じられたり、気になることがある児童の申込をされる保護者様の方は、このパンフレットでご案内している入所申込手続きに加えて、特別支援保育を受けるための手続きが必要になる場合があります。詳細については子育て支援課までご相談ください。

3. 保護者様の条件

ア. 『保育を必要とする事由』があること

➡認可保育施設を利用するためには、保護者様が就労や疾病等により家庭で保育できない事由があることの認定を受ける必要があります。（保育 2 号認定、3 号認定）

入所審査は、保護者様から提出された『保育を必要とする事由』を証する書面にに基づき、令和 6 年 4 月 1 日時点の就労日数や時間等の『保育を必要とする事由』を指数に換算して行います。詳しくはこのパンフレットの【必要書類】のページをご覧ください。

「集団生活を経験させたい」、「下の子の保育に手がかかるため」等の理由で申込を行うことはできません。入所後についても、『保育を必要とする事由』に該当しなくなった場合には退所（園）となります。

■ 支給認定の種類

1 号認定：満 3 歳児以上

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）をご利用いただくための認定で、就労等の『保育を必要とする事由』は必要ありません。公立幼稚園については、年中クラス（令和 6 年 4 月 1 日時点 4 歳以上）からどなたでも入所いただけます。また、利用者負担額（保育料）は 0 円です。ただし、食事に関する費用や実費等をご負担いただく場合があります。

※保育園との大きな違いは、降園時間がおおむね正午から 14 時までで短いこと、給食が無いという点です。（※具体的な利用時間は保育施設ごとに異なります。）ただし、就労等の『保育を必要とする事由』があれば午後の預かり保育と組み合わせて 1 日利用することも可能です。

(※定員や利用日数に上限があります。また、保育施設によっては給食やケータリング等による食事の提供があります。)

公立幼稚園については子育て支援課幼稚園係まで、認定こども園の 1 号認定での利用につきましては、直接保育施設にお問い合わせください。

2 号認定：満 3 歳児以上

認可保育施設と認定こども園（保育部分）をご利用いただくための認定で、就労等の『保育を必要とする事由』が必要となります。利用者負担額（保育料）は 0 円ですが、保育料階層によっては給食費が発生する場合があります。

3 号認定：0 歳児から満 3 歳児まで

認可保育施設と認定こども園（保育部分）、地域型保育事業所をご利用いただくための認定で、就労等の『保育を必要とする事由』が必要となります。利用者負担額（保育料）は保育料階層に基づいた金額をご負担いただきます。給食費は発生しません。

イ. 『保育を必要とする事由』が無い場合

➡認可保育施設へ入所することはできません。ただし、1 号認定を受けることにより幼稚園や認定こども園の幼稚園部分を利用することができます。公立幼稚園については子育て支援課幼稚園係まで、認定こども園の 1 号認定での利用につきましては、直接保育施設にお問い合わせください。

4. 必要書類

- すべて宜野湾市が定める様式で提出をお願いします。
- 必要書類はすべて揃えてから提出してください。不備がある場合は受付できません。
- 希望園の変更や書類の差替期限はこのパンフレットの記載内容をご覧ください。
- 就労証明書など『保育を必要とする事由』を証明する書類は、市が電話やお手紙、訪問等の方法で確認を行います。申請内容と実態が違う方は入所審査の対象から外れます。また、入所後であっても入所が取り消される場合があります。
- きょうだい同時に申込を行う方について、必要書類は申込児童 1 人につき 1 枚ずつ必要になります。『保育を必要とする事由』を証明する書類(就労証明書等)は、どなたか 1 名に原本を添付していただければ他の児童の分はコピーの添付で足りる。また、就労証明書等は別の機会に必要な場合がございましたのでコピーを保管しておくことをおすすめいたします。

- 必要書類は令和 5 年 10 月 2 日から市のホームページでもダウンロードできます。プリンタで印刷される際には A4 サイズの白紙をお願いいたします。様式によっては両面ございます。両面印刷できない場合には片面ずつ 2 枚に分けても構いません。

ア. 全員提出が必要な書類

A. 保護者様いずれかの本人確認が出来る書類

→ 下記いずれかを窓口でご提示ください。郵送の場合にはその写しを郵送してください。

- 運転免許証、パスポート等の顔写真と住所氏名生年月日が記載された公的書類。
- マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・マイナンバー通知カード等）

B. 教育・保育給付等支給認定申請書

C. 令和 6 年度保育所等利用申込書（両面印刷）

→ 転園申込を行う場合は、代わりに『令和 6 年度転園申込書』を提出してください。

→ ご自身で印刷される際には A4 サイズの白紙をお願いいたします。

D. 家庭状況届/児童の状況調査票（両面印刷）

E. 『保育を必要とする事由』を証明する書類（両面印刷）

→ ※詳細は【保育を必要とする事由を証する書面】の項目をご覧ください。

F. 令和 6 年度必要書類確認リスト

イ. 『保育を必要とする事由』を証明する書面

→ 保護者様それぞれについて必要となります。

なお、就労内容等によっては保育施設を利用できる時間が変わります。詳しくは【保育必要量】についてのページをご覧ください。

(ア) . 就労（雇用されている場合）

➡正社員やアルバイト、パート、夜間、居宅内労働など、基本的に全ての労働が対象となります。ただし、月64時間以上かつ54,000円以上の収入があることが最低条件となります。

認定期間：就労している期間（※最長で就学前まで）

必要書類：就労（申告）証明書（※雇用主が記入）

※実際の就労日数・時間が書類に記載されている内容よりも多いまたは長い場合であっても、入所審査は提出された内容に基づいて行います。就労先から証明書を得た際には、内容に誤りがないかご確認のうえ、提出をお願いいたします。

※産休・育休については、このパンフレットの注意事項をご確認ください。

(イ) . 就労（自営業）

➡自身の就労内容を申告する就労証明書に加えて、自営業・個人事業主であることを裏付ける添付書類が必要となります。

認定期間：就労している期間（※最長で就学前まで）

必要書類：就労（申告）証明書（※雇用主が記入）、添付書類

添付書類として、以下いずれかをご提出ください。

- (1) 税務署に営業所得を申告した際のご本人控えの写し
- (2) 税務署への個人事業届（開業届）の本人控えの写し
- (3) 自営業の開始等のために官公署に提出した書類の写し
- (4) 保健所から交付された営業許可証など、官公署から交付された書類の写し

※ (1) から (3) いずれも原本には官公署の受付印が必要となります。

※ (1) について、e-tax で申告している場合には送信日時が記載されたページをご提出ください。

※上記のいずれも提出できない場合には、原則として認定できませんが、他に自営業をしていることが確認できる資料を提出いただけた場合には、審査のうえ認定する場合があります。

例：取引先との入出金履歴が載った預金通帳の写しや取引に関する文書等

(ウ) . 就労 (法人役員)

➡自身の就労内容を申告する就労証明書に加えて、法人役員であること裏付ける書類が必要となります。ただし、法人としての活動実態が無ければ認定できません。

認定期間：就労している期間（※最長で就学前まで）

必要書類：就労（申告）証明書、下記添付書類

添付書類として、以下いずれかをご提出ください。

1. 税務署への法人税または市役所税務課に法人市民税を申告した際の控えの写し

※いずれも、税務署または市役所税務課の受付印が押印されているページ（e-tax なら送信日時が記載されたページ）と役員報酬の受取人として、本人の氏名が記載されているページが必要となります。

2. ご本人の住所氏名が記載されている法人の登記簿謄本または抄本。

※ただし、受付日から起算して 6 か月以内に交付されたもの。

【重要】産休・育休について

産休・育休中の方は家庭保育が可能なことから、『保育を必要とする事由』として「就労」を認定することはできません。しかし、令和 6 年 4 月 30 日までに育児休業を終了し令和 6 年 5 月 1 日までに職場復帰する場合には『就労』の認定で入所審査を行います。（※入所後、実際に職場復帰したことの証明が必要になります。令和 6 年 4 月 30 日までに育児休業自体が終了していれば問題ありませんので、実際の職場復帰日がゴールデンウィーク明けとなる場合、令和 6 年 5 月 1 日から実際の出勤日までの間は有給など適宜の休暇で処理していただいても構いません。）

『就労』としての認定で内定したものの実際には職場復帰できなかった場合は、就労としての入所審査は取り消され、再審査となります。これにより、内定の取り消しまたは退所（園）となる場合があります。

きょうだい同時に入所申込をしており、1 人しか入所できなかった場合であっても同様の取り扱いになります。

【育休・産休の取り扱い例】：児童 ABC の 3 名いる世帯の場合

番号	令和 6 年 4 月 1 日時点の保護者様の状況	例ごとの取り扱い
例 1	A は認可保育施設や地域型保育事業所に在園していない。保護者様は B や C の産休または育休を取得中。	A B C いずれが入所を希望する場合でも、『保育を必要とする事由』を欠くことから原則として入所審査対象なりません。しかし、入所後 1 カ月以内に職場復帰することを条件として『就労』の認定で入所審査いたします。令和 6 年 4 月 1 日に入所した場合には、令和 6 年 4 月 30 日までに育休を終了し、令和 6 年 5 月 1 日までに職場復帰する必要があります。職場復帰ができない場合には、就労以外の『保育を必要とする事由』が必要となります。A B C のうち、A のみ入所が決定し、B C が保留となった場合でも同様に職場復帰を要します。B や C 自身の育休については、B や C の『保育を必要とする事由』になりません。
例 2	A は認可外保育施設または企業主導型保育施設を利用している。保護者様は B や C の産休または育休を取得中。	例 1 と同様の取り扱いになります。認可外保育施設の無償化認定の事由が『育休』または『みなし育休』の場合でも同様です。
例 3	A は認可保育施設に在園している。保護者様は <u>その後に</u> B や C の産休及び育休を取得した。	保護者様は産休及び育休の取得により、家庭保育可能になったといえるため『保育を必要とする事由』を失うのが原則ですが、A が退所（園）となることは児童の発達の観点から好ましくないことから、A 自身は、『保育を

		<p>必要とする事由』を『育休』として引き続き在園することができます。ただし、保育施設を利用できる時間は『標準時間（11 時間）』から『短時間（8 時間）』に変更となります。また、『育休』として認定が可能な期間は、B や C の 2 歳の誕生日前日が属する月の末日までとなります。それ以降については、職場復帰をして『就労』の認定を受けるか、他の『保育を必要とする事由』が必要です。</p> <p>A と異なり、B や C については『保育を必要とする事由』を欠くことから原則として入所審査対象になりません。しかし、入所後 1 カ月以内に職場復帰することを条件として B C も『就労』の認定で入所審査を行うことができます。令和 6 年 4 月 1 日に入所した場合には、令和 6 年 4 月 30 日までに育休を終了し、令和 6 年 5 月 1 日までに職場復帰する必要があります。</p> <p>職場復帰ができない場合には、就労以外の『保育を必要とする事由』が必要となります。</p> <p>B や C 自身の育休は、『保育を必要とする事由』になりません。</p>
<p>例 4</p>	<p>A は認可保育施設に入所している。その後、保護者様は B や C についての育休を取得したが例 3 のとおり A は引き続き在園を認められている。</p> <p>しかし、保護者様は A について他の認可保育施設への転園や幼稚園+預かり保育への切り替え、認可外への転園を希望している。（以下、転園等と表記）</p> <p>また、B や C について認可保育施設への入所を希望している。</p> <p>しかし、B や C が認可保育施設に入所できず保護者様が育休を継続したとする。</p>	<p>A は在園資格を維持できる。</p> <p>就労中の保護者様が産休及び育休を取得して家庭保育可能となって以降も認定の維持を認める法令の趣旨は、在園児童を退所（園）させることによる環境の変化を防ぐ点にあります。ここでいう退所（園）とは、集団保育の環境から離れて家庭保育することを指します。</p> <p>左記のケースでは、転園により環境は変化しますが、引き続き集団保育の環境を維持することが妥当なので、B や C が認可保育施設に在園できず保護者様が育休の継続を余儀なくされた場合であっても A の在園資格は維持されます。</p> <p>ただし、B や C が『就労』との事由で認可保育施設に入所した際には、入所日から 1 カ月以内の職場復帰を要します。</p>

	A について、転園等をして以降も在園資格（保育認定）や認可外の無償化（施設等利用給付認定）を維持できるか。		
--	---	--	--

【重要】勤務条件の変更や勤務先の変更が生じた場合

入所審査は保護者様から提出された就労証明書等に基づき、令和 6 年 4 月 1 日時点の『保育を必要とする事由』を指数に換算して行います。

就労証明書等の提出後、就労内容や就労先に変更が生じた場合は再審査を行うこととなります。この結果、指数が当初より低くなれば、内定または入所していた場合であっても、内定の取り消しまたは退所（園）になることがあります。実際に指数が低くなるか否かについては、変更後の就労証明書を提出してもらい、再審査を行わなければ分かりません。申請後に就労内容や就労先に変更が生じた場合には、速やかに子育て支援課にご連絡の上、新たな就労証明書等のご提出をお願いいたします。（※指数が低くなる場合には入所審査に反映いたしますが、指数が高くなる場合には書類の差替期限までに提出された場合のみ、入所審査に反映いたします。）

入所後も『保育を必要とする事由』に変更があった場合には、子育て支援課まで届け出る必要があります。正当な理由なく届出がなされなかった場合には認定の取消を行い、退所（園）になる場合があります。

(工) . 妊娠・出産

→出産予定日が令和 6 年 2 月 5 日（月）から令和 6 年 7 月 1 日（月）の間であることが必要です。

認定期間：分娩予定日の 3 カ月前から出産日より起算して 8 週間が経過する日の翌日が属する月の末日まで

必要書類：母子手帳のうち、①表紙等の保護者氏名が記載されたページと②分娩予定日が記載されたページの写しを提出してください。

【重要】妊娠・出産について

・『妊娠・出産』の認定で入所が決定した場合、職場復帰は不要です。ただし、認定有効期間は出産後 8 週間が経過する日の翌日が属する月末になります。それ以降も継続利用を希望するのであれば、他の『保育を必要とする事由』が必要になります。

・また、『妊娠・出産の』場合、入所審査時の指数は『就労』の認定より低い場合があります。令和 6 年 4 月 30 日までに育休を終了し、令和 6 年 5 月 1 日までに職場復帰する場合には『就労』で申込を行うことが有利な指数となる可能性がありますので、あらかじめそれぞれの指数をご確認いただくことをおすすめいたします。

・このパンフレットの【重要】産休・育休について もご覧ください。

(オ) . 保護者様の疾病・障がい

→保護者様が病気または障がいであることで保育ができない場合。

認定期間：診断書や手帳等の内容により決定します

必要書類：以下いずれかをご提出ください。

1. 診断書（子育て支援課指定の様式）
2. 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳いずれかの写し

(カ) . 親族の介護・看護等

→疾病や障がい・要介護者の親族の看護・介護を月 64 時間以上行っている場合。

認定期間：診断書や手帳等の内容により決定します

必要書類：

看護・介護申立書（必須：子育て支援課指定の様式）

また、看護・介護申立書に加えて以下いずれかをご提出ください。

1. 診断書（子育て支援課指定の様式）
2. 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、介護保険被保険者証
いずれかの写し

(キ) . 災害復旧

→火災、風水害、地震などで、家屋破損などの復旧にあっている場合。

認定期間：必要と認められる期間（※個別に決定いたします）

必要書類：罹災証明書

(ク) . 求職活動

→仕事を探している、または、申込児童が入所でき次第、仕事を探ることができる場合。

認定期間：認定日から起算して 90 日が経過する日が属する月の末日

必要書類：求職活動申立書

※認可保育施設に入所した場合、『求職』の認定を連続して更新することはできません。また、年度内で認定できる日数の上限は 150 日となります。

※既に認可保育施設に在園している場合の認定期間は、退職日の翌日から起算します。ただし、一斉入所の場合は 4 月 1 日から起算しますので、6 月 30 日までの認定期間となります。それ以降は他の『保育を必要とする事由』が無い限り、退所（園）になります。

(ケ) . 就学

→学校や職業訓練校に通っていて、授業（学習）に要する時間が月 64 時間以上である場合。

学校や職業訓練校とは：

・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。

・職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。

認定期間：就学期間の末日が属する月末

必要書類：学校が発行した、以下の（1）（2）両方が証明できる書類を提出してください。ただし、通信制で時間割等の授業日程を証明できる書類が無い場合は、（2）の代わりに（3）を提出してください。

- （1）在学証明書等の在学期間（入学日と卒業予定日）が証明できる書類
- （2）時間割等の授業日程を証明できる書類
- （3）授業（学習）日程申立書（子育て支援課指定の様式）

（コ）. その他

→上記以外の特別な事情があると市長が認める場合。

ウ. ひとり親世帯（離婚や別居予定も含む）

→ひとり親世帯の場合には、原則として実際に児童を監護している方を保護者様として教育・保育認定を行います。児童を監護していない保護者様については、『保育を必要とする事由』を証明する書面の提出を省略することができます。

世帯ごとに様々な状況（法的に離婚が成立した場合や、離婚成立に向けて調停中、離婚見込みだが別居して手続きの進展が無い等）が想定されるため、それぞれの状況に応じた書類を提出していただくことになります。

必要書類：以下の状況に応じてご提出ください。下記以外の書類が必要になる場合があります。

1. 児童扶養手当または母子・父子医療費助成を受給している場合

- ・児童扶養手当または母子・父子医療費助成の受給証書の写し

2. 離婚は成立したが児童扶養手当等を受給していない場合

- ・最新の戸籍謄本または抄本の写し
- ※保護者様に現在配偶者がいないことが読み取れる内容であること。
- ※保護者様と児童の続柄が読み取れる内容であること。
- 保護者様と児童が別々の戸籍簿に記載されている場合は、両方。

3. 離婚に向けて家庭裁判所で調停・裁判中である場合

- ・家庭裁判所が発行した事件係属証明書の写し

4. 離婚は成立していないが、DV等により配偶者との接触ができず、配偶者の『保育を必要とする事由』を証明する書面を得ることが困難な場合

※このケースに該当するか否かは子育て支援課から保護者様に対して聞き取りを行い、判断いたします。また、窓口でのみ配布している下記の書類を提出していただくことがあります。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

- ・婚姻中の父母いずれかの書類が提出できないことの申立書（子育て支援課指定の様式）

- ・DV証明書等または民生委員の証明

※民生委員の証明とは、民生委員が自宅を訪問する等して生活状況を確認するものです。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。）

エ. 保育士等の資格をお持ちの方

➡認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設で、保育士・幼稚園教諭・地域限定型保育士・子育て支援員・看護師（正准）・保健師・小学校教諭・養護教諭（すべて有資格者）として保育養護業務に従事している（採用予定含む）場合には、入所審査に際して加点があります。

必要書類：上記資格を証明する書類

オ. 転園を希望する方

➡上記【ア. 全員提出が必要な書類】のうち、BとCは不要です。代わりに、『令和6年度転園申込書』を提出してください。

カ. 市外の認可保育施設への入所を希望している方

➡宜野湾市役所子育て支援課に上記の必要書類一式を提出してください。入所を希望している保育施設が所在する市町村に転送いたします。市町村によって申込期限や書類の差替期限が異なります。宜野湾市よりも早い場合がありますのでご注意ください。

※入所を希望する保育施設が所在する市町村によっては、その市町村の様式が必要になる場合もあります。事前にその市町村にご確認ください。

※入所審査については、保育施設が所在する市町村が行い、認定有効期間や保育料の決定は宜野湾市が行います。

キ. 市外から転入予定の方

➡令和6年3月15日（金）までに宜野湾市へ転入（住民登録）を完了することが条件となります。しかし、保護者様のご都合以外のやむを得ない事情で期限までに転入できない場合は、事前に子育て支援課までご相談ください。また、入所申込後、宜野湾市へ転入しないことが分かった場合は、子育て支援課に内定の辞退または入所申込の取り下げのご連絡をしていただきますようお願いいたします。

※入所決定通知書や保育料納付書（4月分）を令和6年3月31日までに交付する必要があるため、上記期限までに転入（住民登録）していただきますようお願いいたします。

必要書類：以下いずれかをご提出ください。

(1) 世帯員全員の名前と生年月日が分かる書類（健康保険証、住民票等）

※A4用紙にコピーしてご提出ください。

(2) 転入に関する誓約書（子育て支援課指定の様式）

ク. 同世帯の方が障がい者手帳等をお持ちの方

➡保育料が軽減となる場合があります。『B. 教育・保育給付等支給認定申請書』に記入欄がございますが、可能な限り手帳等の写しも提出をお願いします。

対象となる手帳や書類：

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給者証、障がい基礎年金の証書

ケ. 軍人・軍属及びその他外国籍の方

➡外国籍の方など、日本の住民税が課せられていない方の保育料については、保護者様の収入を日本円に換算し、日本で課税した場合の金額に基づき算定いたします。日本国籍の方であっても、外国に居住していた等の事情により、日本の住民税が課せられていない場合は同様の取り扱いとなります。

必要書類：

①2022 年中の収入を証明する書類：令和 5 年 11 月 10 日（金）まで

②2023 年中の収入を証明する書類：令和 6 年 6 月 28 日（金）まで

アメリカ国籍の場合には、①として W2(Wage and Tax Statement)の 2022 年分、②として 2023 年分を提出してください。

その他の場合は、所得を申告している国の課税庁が発行する証明書や、それに準ずる書類を提出してください。

5. 申込書類の提出

➡受付期間内に郵送または子育て支援課窓口で提出をお願いいたします。

ア. 受付期間及び時間

➡受付期間及び時間は下記の通りです。

令和 5 年 10 月 13 日（金）から令和 5 年 10 月 31 日（火）

（午前）9 時 00 分 から 11 時 30 分 （午後）13 時 00 分 から 17 時 00 分

※最終受付は 16 時 30 分まで。

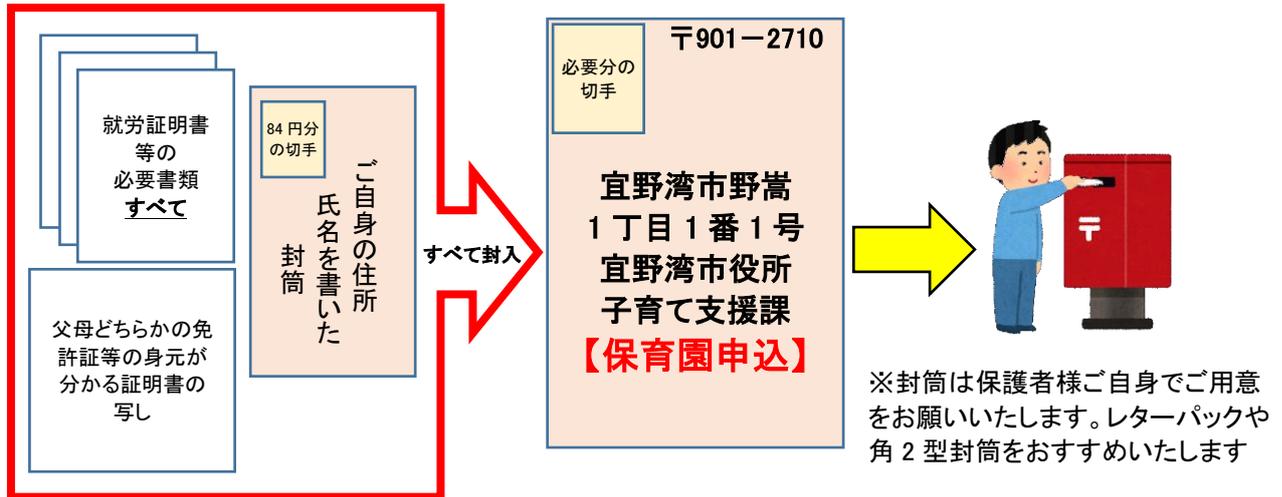
※土日祝日除く。

※郵送の場合には 10 月 31 日（火）消印有効。

※書類の差替期限は令和 5 年 11 月 10 日（金）17 時 15 分です。

イ. 郵送での提出

➡感染症対策のためにも、可能な限り郵送での提出をお願いいたします。郵送の場合は、令和 5 年 10 月 31 日（火）までの消印が有効となります。



➡①84円分の切手を貼った返信用封筒、②保護者どちらかの免許証等の身元がわかる証明書の写し、③入所申込に必要な書類一式を下記まで郵送してください。

【宛先】

〒901-2710

宜野湾市野嵩1丁目1番1号 宜野湾市役所 子育て支援課

※【保育園申込】と赤色で記載してください。

※切手不足の場合には受付いたしません。郵便局窓口で発送されることをおすすめいたします。

※郵便の不着による責任は一切負いかねます。

※普通郵便でも受付いたしますが、レターパック、特定記録、簡易書留、配達証明等、発送状況を追跡できる方法での郵送をおすすめいたします。

※申請内容に不備や不明な点があった場合には電話等で確認を行いますが、連絡がつかない場合には、入所審査で不利に扱われたり、申込自体が無効になることがあります。

※書類の追加・差替のため再度お越しいただく場合がございますが、ご協力お願い申し上げます。

ウ. 窓口での提出

➡令和6年度4月一斉入所申込は下記の会場にて受付を行います。それ以外の手続きについては子育て支援課窓口までお越しください。

【受付会場】 宜野湾市役所正面玄関前プレハブ（多目的会議室）

※予告なく会場を変更する場合があります。会場が閉まっている場合には、お手数ですが、子育て支援課窓口までお越しください。

※窓口は大変に混み合いますので、1時間以上お待ちいただく場合がございます。

6. 書類の差替期限

➡希望園の変更や就労証明書等の『保育を必要とする事由』を証明する書類、その他書類の差替期限は**令和 5 年 11 月 10 日（金） 17 時 15 分**までです。郵送の場合は令和 5 年 11 月 10 日（金）までの消印が有効になります。その後についても、希望園の変更や申込書類の差替は可能ですが、4 月 1 日の入所審査に反映させることができません。差替期限以降に希望園の変更や申込書類の差替があった場合には、令和 6 年 4 月 2 日以降の入所についての審査に反映させていただきます。ただし、入所審査に不利となる内容の差替については、4 月 1 日の入所審査に反映する必要がありますので、必ずご提出ください。入所決定後に判明した場合、再審査によって内定の取消または退所（園）になる場合があります。

■ 差替期限後に申込書類を差し替えた場合の取り扱い

【例】

入所審査に有利となる内容の場合：

➡最初に提出した就労証明書の内容は週 3 日となっていたが、週 5 日に変更となった場合、4 月 1 日の入所審査は週 3 日の内容で行い、4 月 1 日の入所が保留になった場合の 4 月 2 日以降の入所審査では週 5 日の内容で行うことになります。

入所審査に不利となる内容の場合：

➡最初に提出した就労証明書の内容は週 5 日となっていたが、週 3 日間に変更となった場合、4 月 1 日の入所審査は週 3 日の内容で行うことになります。

7. 審査結果のお知らせ

➡提出された申込書類に基づいて、子育て支援課が入所審査（利用調整）を行います。入所審査の結果（内定通知又は入所保留通知）は、令和 6 年 1 月下旬頃に普通郵便でお知らせする予定です。

8. 内定後の手続き

ア. 保育施設との面談

➡入所が内定した保育施設に保護者様からお電話いただき、面談の予約をお願いいたします。

※マスクの着用や検温等、保育施設が求める感染症対策にご協力ください。
※面談の結果、集団保育に適さない等の事情により入所をお断りする場合がございます。
※園から保護者様に対して提示する重要事項説明書等、保育施設を利用するに際しての規程を必ずご確認ください。

イ. 健康診断の受診

➡保育施設との面談後、保育施設から健康診断書の様式（児童用）を受け取り、かかりつけの小児科等で健康診断を受診してください。健康診断書は医師に記入していただき、保護者様から内定した保育施設に提出してください。

※保育施設が健康診断書の内容を確認し、『一般保育に支障なし』と確認できたら正式に入所が決定いたします。

ウ. 入所決定通知書と利用者負担額決定通知書

➡保育施設との面談と健康診断書の提出を終えたことを子育て支援課が把握した後に、①入所決定通知書と②利用者負担額決定通知書をご自宅に郵送いたします。保育料と給食費（副食費）の徴収有無についても記載されておりますので、必ずご確認ください。

エ. 入所内定を辞退する場合

➡入所内定通知書が届いた場合でも、『希望していた園ではなかった』等の理由により、内定を辞退することができます。内定を辞退する場合は、宜野湾市役所子育て支援課窓口にお越しいただくか、ご連絡していただきますようお願いいたします。

■ 内定を辞退した場合の取り扱い

※内定を辞退した場合は、2次審査を受けることができます。

※『内定辞退の撤回』はできませんのでご注意ください。また、2次審査で希望する園に入所できなかった場合でも、最初に内定していた園に入所することはできません。内定を辞退するかどうかにつきましては、ご家族で十分に協議をお願いいたします。

※きょうだい別々の園に内定した場合、内定を辞退して2次審査を受けることできょうだいと同じ園に追加で内定する可能性につきましては、実際の入所希望者数や空き枠、辞退者数の状況等で左右されることから、結果的にどこにも入所できない場合がございます。予めご了承ください。

9. 保留となった場合の手続き

➡入所申込自体の取り下げが無い限り、自動的に 2 次審査の対象になります。

※入所保留となった場合、認可外保育施設を希望される方が多いため、この時期は認可外保育施設に入所希望者が殺到します。職場復帰を要する等の事情がある場合には、お早めに認可外保育施設への申し込みをおすすめいたします。

10. 2 次審査

➡初回の内定通知後、内定辞退等を集計し、2 次審査を行う前の空き状況を市の HP で公開する予定です。保護者様はこれに基づいて希望園の変更を行うことができます。

ア. 2 次審査の対象と手続き方法

➡初回の入所審査で保留（待機）となった方や内定を辞退した方が対象です。

子育て支援課が別途指定する期限までに、希望園の変更を届け出てください。

※具体的な受付期限や手続き方法については、初回の結果通知書（内定通知書または入所保留通知書）に同封してお知らせいたします。

イ. 2 次審査の結果のお知らせ

➡2 次審査で内定した方には、入所内定通知書を令和 6 年 2 月下旬頃に普通郵便でお知らせいたします。

ウ. 2 次審査で内定した場合

➡初回の入所審査で内定した方と同様に、内定した保育施設での面談と健康診断書（子育て支援課指定の様式）の提出が必要になります。

エ. 2 次審査で保留となった場合

➡残念ながら、令和 6 年 4 月 1 日の入所はできないこととなります。ただし、2 次審査で内定した方が辞退したことにより空き枠が発生した場合には、次点の方が順次追加で内定することになります。追加で内定した方には電話にて連絡させていただきます。また、令和 6 年度（令和 7 年

3 月 31 日まで) の間は保育認定が継続している限り、引き続き入所審査の対象となります。認定期間が切れる方や就労内容が変更になった、退職した等、『保育を必要とする事由』に変更があった場合は入所審査に影響するため、子育て支援課にて認定を更新・変更する手続きをしていただきますようお願いいたします。

1 1. 保育施設を利用できる時間（保育必要量）

➡具体的な開所・閉所時間は保育施設ごとに異なりますが、1 日あたり利用できる時間は保護者様が受けている保育認定の内容により『標準時間』または『短時間』のいずれかになります。

ア. 標準時間・短時間とは

➡認可保育施設を利用できる 1 日当たりの時間を保育必要量と呼び、標準時間（1 日 11 時間）と短時間（1 日 8 時間）の 2 種類があります。これらは保護者様の『保育を必要とする事由』の内容によって市が決定いたします。決定された保育必要量を超えて保育施設を利用する場合は、保育施設によって定められている延長保育料が発生します。

保育を必要とする事由	月あたりの就労時間等	保育必要量 (保育利用時間)
就労、親族の看護・介護等、就学	120 時間以上	標準時間 (1 日 11 時間)
	120 時間未満	短時間 (1 日 8 時間)
妊娠・出産、保護者様の疾病・障がい、災害復旧、求職活動、その他		標準時間 (1 日 11 時間)
育児休業、みなし育休 ※これらの事由で新規申込を行うことはできません。 既に在園している児童について、保護者が満 2 歳未満のきょうだいのための産休・育休を取得した場合に限り、引き続き在園する際の保育必要量が右の通りとなります。		短時間 (1 日 8 時間)

イ. 利用時間の取り扱い

7:00	8:00		16:00		18:00	19:00
保育標準時間利用（11時間）					延長保育	
延長保育		保育短時間利用（8時間）			延長保育	

※例えば、保育必要量が『短時間』の方の利用時間を午前8時から16時までに設定している保育施設であれば、この図のように午前7時から8時までと16時以降については延長保育料が発生します。

※開所・閉所時間は保育施設によって異なります。

※保育必要量が『短時間』と認定された場合に利用できる時間帯と延長保育料については、各保育施設にお問い合わせください。

12. 保育料・給食費・延長保育料

ア. 保育料

(ア). 保育料階層

→保育料の算定方法は後掲のとおりです。

階層区分	定義	3歳児未満児	
		標準時間	短時間
第1	生活保護法に規定する被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯、里親世帯	¥0	¥0
第2	-1 第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	¥0	¥0
	-2 要保護世帯〔ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯〕 (1)に該当する世帯以外の世帯	¥0	¥0

第3	-1	第1階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、所得割の額が右の区分に該当する世帯	所得割の額が <u>48,600円未満</u> の世帯。均等割のみ課税の世帯を含む。	要保護世帯 〔ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯〕	¥7,500	¥7,500
	-2			(1)に該当する世帯以外の世帯	¥16,200	¥16,000
第4	-1		所得割の額が <u>77,101円未満</u> の要保護世帯 〔ひとり親世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯〕	¥9,000	¥9,000	
	-2 (多子)		所得割の額が <u>48,600円以上</u> <u>97,000円未満</u> の世帯	(1)に該当する世帯以外で、所得割の額が <u>57,700円未満</u> の世帯	¥25,000	¥24,600
	-2			(1)に該当する世帯以外で、所得割の額が <u>57,700円以上</u> の世帯	¥25,000	¥24,600
第5			所得割の額が <u>97,000円以上</u> <u>169,000円未満</u> の世帯	¥37,200	¥36,600	
第6			所得割の額が <u>169,000円以上</u> <u>301,000円未満</u> の世帯	¥40,500	¥39,900	
第7			所得割の額が <u>301,000円以上</u> <u>397,000円未満</u> の世帯	¥42,500	¥41,800	
第8		所得割の額が <u>397,000円以上</u> の世帯	¥51,300	¥50,500		

(イ) . 3歳児クラス以上の場合

➡保育料は階層区分に関わらず0円になりますが、保育料の階層区分等に応じて給食費が発生いたします。

A. 給食費（副食費）が免除になる条件

→上記の階層が第1階層から第4-2（多子）階層までの世帯。多子減免区分は問いません。

B. 給食費が発生する条件

→上記の階層が第4-2階層から第8階層までの世帯で、多子減免区分が2人目までの児童は給食費が発生します。3人目以降は免除となります。

(ウ) . 2歳児クラス以下の場合

→保護者様の所得等に応じて、下記のとおり保育料が発生します。給食費は発生しません。

A. 保育料階層の決定方法

→保護者様の『市町村民税の所得割額』を合算した額で保育料階層が定まります。

【例】

（父）市町村民税の所得割額：70,000円

（母）市町村民税の所得割額：50,000円

= 保護者様の市町村民税の所得割額が計120,000円となるため、保育料の階層は、『第5階層（37,200円/月）』となります。

■ 所得割について

→市町村民税の税額のうち『所得割』部分は、地方税法に基づき保護者様の所得に応じて算定されます。また、各種の税額控除が適用されます。しかし、保育料の算定の際には、下記を控除する前の所得割額に基づいて保育料階層を決定します。

・寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、個人の市町村民税の配当控除、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例

■ 税年度と保育料への反映時期

令和 6 年 4 月分から 8 月分保育料 → 令和 5 年度市町村民税で算定

令和 6 年 9 月分から翌年 8 月分保育料 → 令和 6 年度市町村民税で算定

※市町村民税は前年中の所得に応じて定まります。このため、令和 6 年 4 月から 8 月分の保育料は令和 4 年中の収入に基づいて定まることになります。

B. 保育必要量

→保育必要量（標準時間・短時間）に応じた金額が定められています。

C. 多子減免の適用

→きょうだいがいる場合、2 人目以降の金額が減免になる場合があります。ただし、保育料の階層によって取り扱いが異なります。

第 2 階層以下：保護者様と同世帯の子の 2 人目以降は無料

第 3 階層から第 4 階層(市町村民税の所得割の額が 57,700 円未満に限る)：

保護者様と同世帯の子の年齢の高い順から 2 人目は半額、3 人目以降は無料

第 3 階層から第 4 階層(市町村民税の所得割の額が 77,101 円未満かつ要保護世帯)：

保護者様と同世帯の子の 2 人目以降は無料

第 4 階層(市町村民税の所得割の額が 57,700 円以上に限る)から第 8 階層まで：同一世帯に幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業若しくは児童心理治療施設に在籍し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する児童が 2 人以上いる場合、年齢の高い順から 2 人目は半額、3 人目以降は無料（※在園している保育施設によっては、在園証明書の提出を求める場合があります。）

(工) . 税額変更時の取り扱い

→確定申告や修正申告で保護者様の税額が変動した場合、宜野湾市役所子育て支援課がこれを把握した翌月分から保育料に反映されます。遡及しての反映は行いませんのでご注意ください。税額が変動する場合には速やかに子育て支援課まで届出をお願いいたします。

【重要】税額が不明な場合は最も高い保育料階層になります

税務署等に所得を申告していない（未申告）等の理由により、保護者の市町村民税（住民税）額が確定していない場合は、最も高い階層である『第 8 階層』となります。改めて税務署等に申告することで、市町村民税（住民税）額が確定しますが、宜野湾市役所子育て支援課がこれを把握するまでには数カ月かかります。確定した市町村民税（住民税）額が保育料へ反映されるのは、宜野湾市役所子育て支援課がこの変更内容を把握した翌月分からです。高額な保育料が発生することを避けるため、所得の申告は早めにしていただきますようお願いいたします。

■ よくあるトラブルの例

以下はいずれも未申告扱いとなり、最も高い保育料階層となります。

- 例年は父の扶養に入っていたが、年末調整で扶養に入れる処理が漏れており、母が未申告扱いとなっている。
- 収入が無い等、市町村民税（住民税）が非課税になると思われることから申告しなかった。

※非課税となる場合でも申告が必要です。

- 会社が給与支払報告書を市町村の市町村税担当課に提出しておらず、未申告扱いとなっている。

イ. 延長保育料

➡認定された保育必要量（標準時間なら 1 日 11 時間、短時間なら 1 日 8 時間）を超えて保育施設をご利用になる場合には、延長保育料が発生いたします。ただし、第 2 階層以下は 0 円です。

(ア) . 公立保育所の場合

A. 月極契約（月額）

利用時間帯	延長保育料	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
午前 7 時 30 分～午前 9 時 30 分 午後 4 時 30 分～午後 6 時 30 分	—	1 時間ごとに月額 1,600 円
午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分	月額 2,500 円	

B. 単発での利用（日額）

利用時間帯	延長保育料	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
午前7時30分～午前9時30分 午後4時30分～午後6時30分	—	1時間ごとに250円
午後6時30分～午後7時30分	1時間ごとに300円	

(イ) . 私立保育園の場合

➡料金や延長時間は保育施設ごとに異なります。各保育施設にお問い合わせください。

ウ. その他実費等

➡保育料や給食費以外にも各種の実費が発生いたします。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

例) 帽子やおたより帳、クレヨン等の保育用品

エ. 保育料等のお支払い方法

➡保育料や給食費のお支払先は下記の通りです。

保育施設の種類	保育料	給食費
公立保育所	市へのお支払い	
私立保育園		
認定こども園	園へのお支払い	
地域型保育事業所		

(ア) . 市へお支払いの場合

➡納付書払いまたは口座振替払いをお選びいただけます。

A. 納付書払いの方

➡原則として利用月の 10 日が納付期限です。納付書は利用月の前月までに市から保育施設にお渡しますので保育施設からお受け取りください。銀行やコンビニエンスストア、スマホアプリ（PayPay 等）でお支払いいただけます。

B. 口座振替払いの方

➡原則として利用月の 10 日に引き落とされます。子育て支援課窓口と市内銀行窓口、『口座振替依頼書』がありますので、必要事項をご記入のうえ、銀行窓口にご提出ください。

※令和 6 年 4 月に入所される方について、4 月分は納付書払いとなります。

※口座振替への変更を希望する方は、『口座振替依頼書』の必要事項をご記入の上、子育て支援課窓口または銀行窓口にご提出ください。『口座振替依頼書』は子育て支援課窓口または市内の銀行窓口にてお受け取りください。

※口座振替のお申し込み後、実際に引き落としが可能になるまで 2 週間から 1 カ月ほどお時間を要します。予めご了承ください。

※口座振替可能な金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農業協同組合、沖縄労金、コザ信用金庫、ゆうちょ銀行です。

(イ) . 園へのお支払いの場合

➡保育施設ごとに徴収方法が異なります。詳細は各保育施設にご確認ください。

オ. 保育料や給食費を滞納した場合

➡保育料や給食費、延長保育料の納付が確認できなかった場合は、納付期限の月末ごろに督促状を発送いたしますので、お支払いをお願いいたします。滞納した場合には、法令に基づき強制的に徴収することとされております。また、次回以降の入所審査で不利益となる場合がありますの

でご注意ください。保育施設の維持の為に必要不可欠なものとなっていますので、必ずお支払いしていただきますようお願い申し上げます。

※災害やこれに準ずる特別な事情がある場合には、保育料が減免になる可能性がありますので、子育て支援課にご相談ください。

※公立保育所の場合は、保育料や給食費、延長保育料を市が徴収していますが、私立保育園の場合は、保育料のみ市が徴収し、給食費や延長保育料は保育施設が徴収しております。私立保育園にて給食費や延長保育料を滞納した場合の支払い方法や取り扱いについては、各保育施設にお問い合わせください。

13. 入所審査（利用調整）の基準表

➡下記の利用調整基準表に基づいて、世帯ごとに指数を付与し、合計指数の高い世帯から入所が内定いたします。入所審査時に指数が同点となった場合は、保育施設の希望順位が高い世帯が内定いたします。それでも優劣がつかない場合には同点時審査を行います。

■入所審査（利用調整）の例

・A 保育所に入所枠が 2 名分あり、下記児童 4 名から 2 名を選考する場合

児童Ⅰ 20 点：第 1 希望 A 保育所 第 2 希望 B 保育所 第 3 希望 C 保育所

児童Ⅱ 19 点：第 1 希望 B 保育所 第 2 希望 C 保育所 第 3 希望 D 保育所

児童Ⅲ 18 点：第 1 希望 B 保育所 第 2 希望 A 保育所 第 3 希望 C 保育所

児童Ⅳ 18 点：第 1 希望 A 保育所 第 2 希望 B 保育所 第 3 希望 C 保育所

➡この場合、児童ⅠとⅣが内定となります。

まず点数が最も高い児童Ⅰの第 1 希望であることからⅠが内定します。児童Ⅱは A 保育所を希望していないため、審査対象外になります。児童ⅢとⅣは 18 点なので同点ですが、保育所 A について児童Ⅲは第 2 希望、児童Ⅳは第 1 希望としておりますので、児童Ⅳが内定します。

令和6年度 宜野湾市保育所利用調整基準表

基本指数	就労	就労日数【月／週あたり】		父	母	就労時間【1日あたり】		父	母	計			
		被雇用者・自営業	月20日以上／週5日以上	5	5	8時間以上	5	5					
			月16～19日／週4日	4	4	7時間以上8時間未満	4	4					
			月12～15日／週3日	3	3	6時間以上7時間未満	3	3					
						5時間以上6時間未満	2	2					
						4時間以上5時間未満	1	1					
			上記項目の日数及び時間に該当しない場合で、月の就労時間が64時間以上である		5	5							
			医師の診断書による就労制限有（※加算対象となるのは就労の基準点が8点以下の場合です。）		2	2							
			※休憩時間は就労時間に含む。 ※就労日数及び時間、給与単価から計算される金額と同等額の収入がない場合は、収入を最低賃金にて換算した就労時間等によって基準点を判断する。										
		求職	求職活動をしている（※就労や介護・看護等にあたる時間が月64時間未満の場合も含む）								3	3	
妊娠・出産	入所希望日時点からみて、産前3カ月前から産後8週後の翌日が属する月末に該当する 分娩予定日：令和 年 月 日 （※申込児童の出産を理由に入所申込を行うことはできません）									6			
基本指数	就学	授業（学習）日数【週あたり】		父	母	授業（学習）時間【1日あたり】		父	母	計			
		通学・通信	週5日	5	5	8時間以上	5	5					
			週4日	4	4	7時間以上8時間未満	4	4					
			週3日	3	3	6時間以上7時間未満	3	3					
						5時間以上6時間未満	2	2					
						4時間以上5時間未満	1	1					
			上記項目の日数及び時間に該当しない場合で、月の授業（学習）時間が64時間以上である		4	4							
			※通学制の場合で、授業の間の拘束時間は授業（学習）時間に含む。 ※通信制の場合は、オンライン授業や学校の課題に費やしている時間のみを授業（学習）時間として計算する。 ※自習時間は授業（学習）時間に含めない。										
			疾病・障がい	診断書	※診断書と手帳等の両方がある場合は、指数の高い方を基準点とする								
		①病状等から該当するもの					②日常生活及び子どもの世話へ該当するもの						
a. <input type="checkbox"/> 2	c. <input type="checkbox"/> 4	I. <input type="checkbox"/> 2			III. <input type="checkbox"/> 4								
b. <input type="checkbox"/> 3	d. <input type="checkbox"/> 5	II. <input type="checkbox"/> 3		IV. <input type="checkbox"/> 5									
身体・精神障がい者手帳	1・2級 <input type="checkbox"/> 10			3級 <input type="checkbox"/> 8		4級以下 <input type="checkbox"/> 6							
療育手帳	A1・A2もしくはB1 <input type="checkbox"/> 10				B2 <input type="checkbox"/> 8								
看護・介護	□身体・精神障がい者手帳1・2級 □療育手帳A1・A2・B1 □介護保険被保険者証要介護5 □診断書⑥⑦										10	10	
	□身体・精神障がい者手帳3級 □療育手帳B2 □介護保険被保険者証要介護3・4 □診断書④⑤										8	8	
	□身体・精神障がい者手帳4級以下 □介護保険被保険者証要介護1・2 □診断書③										6	6	
	□診断書②										4	4	
災害	家屋等が災害を受け、復旧にあつている										10	10	
その他	□不在（※本島内にいない） □死亡 □離別（※離婚前提の証明ができる別居を含む）										10	10	
	□市長が特に認めた場合（※養育困難等）												

調整指数	□ひとり親世帯（※戸籍上、ひとり親世帯であることを確認できる場合）	6
	□準ひとり親世帯（※保護者が本島外で就労している等）	2
	□若年世帯（※父母のいずれかが、令和 6 年 4 月 1 日時点で 20 歳未満）	2
	□生活保護世帯	2
	□多子世帯（※同一世帯、かつ、未就学児が 3 人以上）	1
	□申込児童のきょうだい既に在園（※認定こども園 1 号を含む）しており、令和 6 年 4 月以降も引き続き在園が見込まれる【転園申請の場合】	3
	□申込児童のきょうだい既に在園（※認定こども園 1 号を含む）しており、令和 6 年 4 月以降も引き続き在園が見込まれる【新規申込の場合】	1
	□きょうだい同時申込（※多胎児の同時申込は右記加点よりさらに+1）	1
	□宜野湾市が支給認定しており、令和 6 年 3 月に在園している地域型保育事業所を卒園予定の児童（※市内連携施設への入所が内定している場合は申込できません）	20
	□里親家庭	20
	□認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設で保育士・幼稚園教諭・地域限定型保育士・子育て支援員・看護師（正准）・保健師・小学校教諭・養護教諭（すべて有資格者）として保育・養護業務に従事している（※採用予定含む）	6
	□希望する園に入所できない場合は、育休延長も許容できる（※保護者からの申し出があった場合のみ適用する）	-20
	□虐待や DV の恐れがあり、児童相談所等からの意見書等により、社会的養護の必要があると認められる（※児童福祉の観点及び世帯の状況から優先度を判断する）	
	□過去に虚偽の申請をしたことがある方（※課内協議の上、減点する指数を決定します）	
□現年度分・過年度分について、滞納月が 2 ヶ月分あれば -2 点、それ以上に滞納している場合は、滞納月 1 ヶ月分ごとに -2 点（※指数の減点については、入所審査時点の申込児童本人及び在園している、もしくは、卒園したきょうだいの保育料収納状況により行う）		

令和 6 年度 同点時審査に関する利用調整基準表

※同点時審査は、基本指数と調整指数の合計が同じになる場合に行う。

- 一. 入所案内が可能な認可保育施設の希望順位が第 1 希望、第 2 希望、第 3 希望の順で優先する。
- 二. 保育料収納状況について
 - ①未納の無い ②未納相談の履行がある ③未納がある 順で優先とする。
- 三. 世帯の状況について、
 - ①ひとり親世帯 ②それ以外の世帯 の順で優先とする。
- 四. 既に在園しているきょうだいがいる場合は、在園児童がいる世帯を優先する。
 ※在園児童がいる保育施設に案内ができる場合に限る。
 ※どちらも在園児童がいる場合は、在園児童の年齢が低い世帯を優先する。
- 五. 2 人以上で同時に申込をしており、それぞれに入所案内をすることが可能であれば、優先する。
 ※双子の場合はより優先する。
- 六. 同点の場合は、早生まれの児童を優先する。（※0 歳児、1 歳児のみ適用）

	※早生まれとは、1月1日～4月1日生まれを指す。
七.	未就学児童が多い世帯を優先する。 ※申込児童含む。
八.	同居者に障がい者がいる世帯を優先とする。 ※同世帯となっている場合のみ対象。
九.	申込児童に関する現在の保育の状況について、以下の順で優先とする。 ①申込児童を既に認可外保育施設に預けている ②申込児童が入所することによって保護者が育児休業から職場復帰する見込みがある ③その他（祖父母や親族が保育している、職場に連れて行っている等）
十.	祖父母の状況について、以下の順で優先する。 ①本島外又は不在 ②市外または疾病等により保育が困難 ③市内 ④同居又は未記入
十一.	申込児童にアレルギーや疾病がある場合は、優先する。
十二.	利用調整基準表に基づく、調整指数を含めない基本指数の高い世帯を優先とする。 ※ひとり親世帯の場合は、不在の方の指数を10点として審査を行う。
十三.	待機期間が長い方（受付印の日付が早い方）を優先する。 <u>※次年度の期間内入所申込に関する審査の場合、前年度の待機期間（受付印の日付）で判断する。</u>
十四.	保育料の階層が低い世帯を優先する。階層が同じになる場合は、保護者の合計所得が低い世帯を優先する。
十五.	上記の項目で優劣がつかない場合は、課内協議にて判断する。
十六.	抽選

14. よくある質問・ご相談

ア. 入所審査関係

1. 申込をすれば必ず入所できますか。

回答：

必ず入所できるとは限りません。認可保育施設（認定こども園や地域型保育事業所含む）は、保育士の数が充分でない場合や入所希望者が多いといった理由により、定員よりも入所希望者が上回る場合がございます。この場合、子育て支援課が入所審査（利用調整）を行います。具体的には、保護者様の就労時間等を指数に換算して、指数が高い順に内定することとなります。例年、希望する園に入所できず、待機児童となる方が数多くいます。

ご希望に沿えず恐縮ではございますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2. 入所審査の結果はいつわかりますか。

回答：

令和 6 年 1 月下旬頃に内定通知書または入所保留通知書をご自宅に郵送する予定となっております。

3. 就労証明書を提出した後に、より長いシフトになりました。入所審査に反映されますか。

回答：

より長いシフトが記載された就労証明書を書類の差替期限である令和 5 年 11 月 10 日（金）17 時 15 分までに提出した場合には、令和 6 年 4 月 1 日入所に向けた入所審査に反映されます。期限後に提出された場合には、反映されません。令和 6 年 4 月 2 日以降の入所審査に反映されます。

4. 希望園はいつまで変更することができますか。

回答：

令和 5 年 11 月 10 日（金）17 時 15 分までです。それ以降の希望園変更の届け出は、第 2 次審査または令和 6 年 4 月 2 日以降の入所審査に反映されます。

5. 申込書類の提出順は入所審査に影響しますか。

回答：影響いたしません。

イ. 育休関係

6. 育休中ですが申し込めますか。

回答：

産休・育休中の方は家庭保育が可能なおから、『保育を必要とする事由』として『就労』で認定することはできません。しかし、令和 6 年 4 月 30 日までに育児休業を終了し、令和 6 年 5 月 1 日までに職場復帰する場合には、『就労』の認定で入所審査を行うことができます。（※入所後、実際に職場復帰したことの証明が必要になります。令和 6 年 4 月 30 日までに育児休業自体が終了していれば問題ありませんので、実際の職場復帰日がゴールデンウィーク明けとなる場合、令和 6 年 5 月 1 日から実際の出勤日までの間は有給など適宜の休暇で処理していただいても構いません。）

『就労』としての認定で内定したものの実際には職場復帰できなかった場合は、就労としての入所審査は取り消され、再審査となります。これにより、内定の取り消しまたは退所（園）となる場合があります。きょうだい同時に入所申込をしており、1人しか入所できなかった場合であっても同様の取り扱いになります。

7. 育児休業中ですが上の子は認可保育施設に在園しています。今回、下の子が認可保育施設に入所しても育休を継続できますか。

回答：

下の子が入所した場合には、入所日から1カ月以内に育休を終了して職場復帰する必要があります。育休中にもかかわらず上の子が在園しているのは、上の子が入所後に育休を取得した場合に退所（園）させることは児童の発達の観点から望ましくないことから、例外的に在園を認めるという取り扱いに基づくものです。

8. 育児休業中ですが上の子は認可外の無償化認定を受けています。今回、下の子が認可保育施設に入所しても育休を継続できますか。

回答：

下の子が認可保育施設に入所した場合には、入所日から1カ月以内に育休を終了して職場復帰する必要があります。育休中にもかかわらず上の子が認可外の無償化認定を受けているのは、上の子が認可外保育施設に入所後に育休を取得した場合に無償化認定を終了して退所（園）を余儀なくされることは児童の発達の観点から望ましくないことから、例外的に無償化認定の継続を認めるという取り扱いに基づくものです。

ウ. 内定関係

9. きょうだいと別の園に内定しました。同じ園に行くためにはどうすればよいですか。

回答：

内定を辞退して2次審査を経ることで同じ園に内定する可能性が無いとは言えませんが、2次審査でどこにも内定できないリスクがありますのでお勧めはできません。

10. 第1希望の園ではないため、一旦入所し、年度の途中で他の園に転園することはできますか。

回答：

年度の途中で転園するためには、一旦退所（園）していただく必要があります。そして、待機児童として入所をお待ちいただくこととなりますが、希望園に空き枠が生じるとは限りません。

なお、次年度の4月一斉入所の際に転園の手続きを行うことができます。この手続きは退所（園）せずとも申し込むことができ、転園できなかった場合でもご利用中の園を引き続き利用できます。

工. 地域型保育事業所関係

11. 地域型保育事業所は0歳児から2歳児までしか在園できませんが、3歳児になる際にはどうなりますか。

回答：

地域型保育事業所が連携先の保育施設を確保して、そこに入所いただける仕組みとなっております。ただし、年度によっては保育施設の受け入れ枠が不足していたり、希望者が集中することによって希望の連携先に入所できない場合がございます。

卒園児童がどこにも入所できない事態を防ぐため、次年度4月一斉入所時には加点を行うことで希望園に入所しやすくなるよう配慮しております。

オ. 保留関係

12. 職場復帰のためにどうしても入所する必要がありますがどうすればよいですか。

回答：

例えば、幼稚園や認定こども園（1号認定）、認可外保育施設を活用することが考えられます。公立幼稚園は年長クラス（5歳児）と年中クラス（4歳児）を受け入れております。『保育を必要とする事由』は必要ありません。また、年長クラスについては人数制限がございません。降園時間はおおむね12時から14時（曜日により異なる）となります。

また、幼稚園は午後の預かり保育もございます。こちらは保育園と同様に就労等の『保育を必要とする事由』が必要となり、利用人数や日数に制限がございます。

認定こども園（1号）や認可外保育施設への入所については各保育施設に、公立幼稚園への入園については子育て支援課幼稚園係までお問い合わせください。

13. 他の方が内定を辞退した場合には入所できますか。

回答：

2次審査後、内定している方が辞退した場合、次順位の方を随時内定することとなります。

追加で内定した場合には子育て支援課から保護者にご連絡いたします。なお、内定辞退が発生したか否かの個別の回答はいたしておりません。

14. 保育施設と直接交渉して入所させてもらうことはできますか。

回答：

2 号認定や 3 号認定を受けての利用は市が入所審査を行うこととなりますので、保育施設と直接交渉して入所することはできません。

認定こども園の 1 号認定や認可外保育施設でのご利用については、直接保育施設にお申し込みをしていただくことになります。

15. 育休延長の際に職場に提出する待機証明書はどのように取得すればよいですか。

回答：

既に入所申込をしており、入所が保留（待機）になっているのであれば、宜野湾市役所子育て支援課窓口にて取得できます。

16. 入所審査の際に自分の指数が何点だったか知ることはできますか。

回答：

結果通知後であれば、お調べいたしますので子育て支援課までお問い合わせください。

カ. 保育必要量・延長保育関係

17. 保育短時間（1 日 8 時間）として認定されましたが、送迎等のためにより長く利用する必要があります。どうしたらいいでしょうか。

回答：

延長保育のご利用をご検討ください。また、就労日数・時間が増えたことによって『保育標準時間』に切り替えられそうな場合は新しい就労証明書を子育て支援課までご提出ください。

18. 延長保育は何時から何時までですか。

回答：

利用できる時間帯と料金は保育施設により異なりますので、直接保育施設にお問い合わせください。

キ. 給食関係

19. アレルギーがあるのですが、園での給食はアレルギーに対応していますか。

回答：

認可保育施設も基本的にはアレルギー対応の除去食に対応しておりますが、除去が難しい等の理由により、対応できないケースもあります。その場合、お弁当の持参をお願いする等のご協力をお願いすることになります。

入所に際してアレルギーに関する情報を保育施設に対して漏れなくお伝えいただきますようお願い申し上げます。

ク. 感染症関係

20. 園で感染症に感染するリスクはありますか。

回答：

保育園はマスクの着用が困難な未就学児が集団で過ごしているため、様々な感染症のリスクがございます。園は感染防止のための対策を尽くしておりますが、完全に感染を防ぐことはできません。

21. マスクの着用は義務ですか

義務ではございません。

しかし、児童や保護者、職員、その家族には、持病をお持ちの方や妊娠されている方、医療機関でお勤めの方など、感染した際のリスクが高い方もいらっしゃいます。

コロナに限らず、感染症リスクを避ける必要がございます。

このため、施設からマスクの着用や発熱時のお迎えなど感染症対策を求められた場合には、可能な限りご協力いただきますようお願い申し上げます。

ケ. 転居・転入・転出関係

22. 市内転居・市外からの転入・市外への転出、それぞれ認定や在園資格、入所審査にどのように影響しますか。

これらが保護者様について生じた場合、次のとおりとなります。

1. 市内転居（市内から市内の引っ越し）：

➡特に影響いたしません。ただし、世帯員に増減や生計の主宰者に変動がある場合には認定の変更や取消、保育料が変更となる場合がございますのでご相談ください。

2. 市外からの転入（市外から宜野湾市への引っ越し）：

➡このパンフレットの【市外から転入予定の方】の項目をご覧ください。

3. 市外への転出（宜野湾市から市外への引っ越し）：

➡保護者様全員が市外へ転出した場合、原則として宜野湾市内の認可保育施設をご利用いただくことはできませんので、入所審査の対象となりません。また、内定していた場合であっても取り消しになります。保護者様の一方が単身赴任等により市外に転出する場合等、他方の保護者様が宜野湾市に引き続き在住しているのであれば、問題ありません。

15. 募集人数

募集人数は別途お配りしております書類でご確認をお願いいたします

※様々な理由で随時変動いたしますので、最新の募集人数は市のホームページでご確認ください。

※本園・分園については、入所決定後に保育施設が振り分けます。

16. 保育施設の地図・リスト

→スマホ等でもご覧いただけます。

ア. GoogleMap 宜野湾市保育園マップ

→宜野湾市が GoogleMap で公開しているものです。



<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1CejKms5vGoDYB1->

[CgHVh5VGLWG_AZR9R&ll=26.27402728004012%2C127.75918411138935&z=14](https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1CejKms5vGoDYB1-CgHVh5VGLWG_AZR9R&ll=26.27402728004012%2C127.75918411138935&z=14)



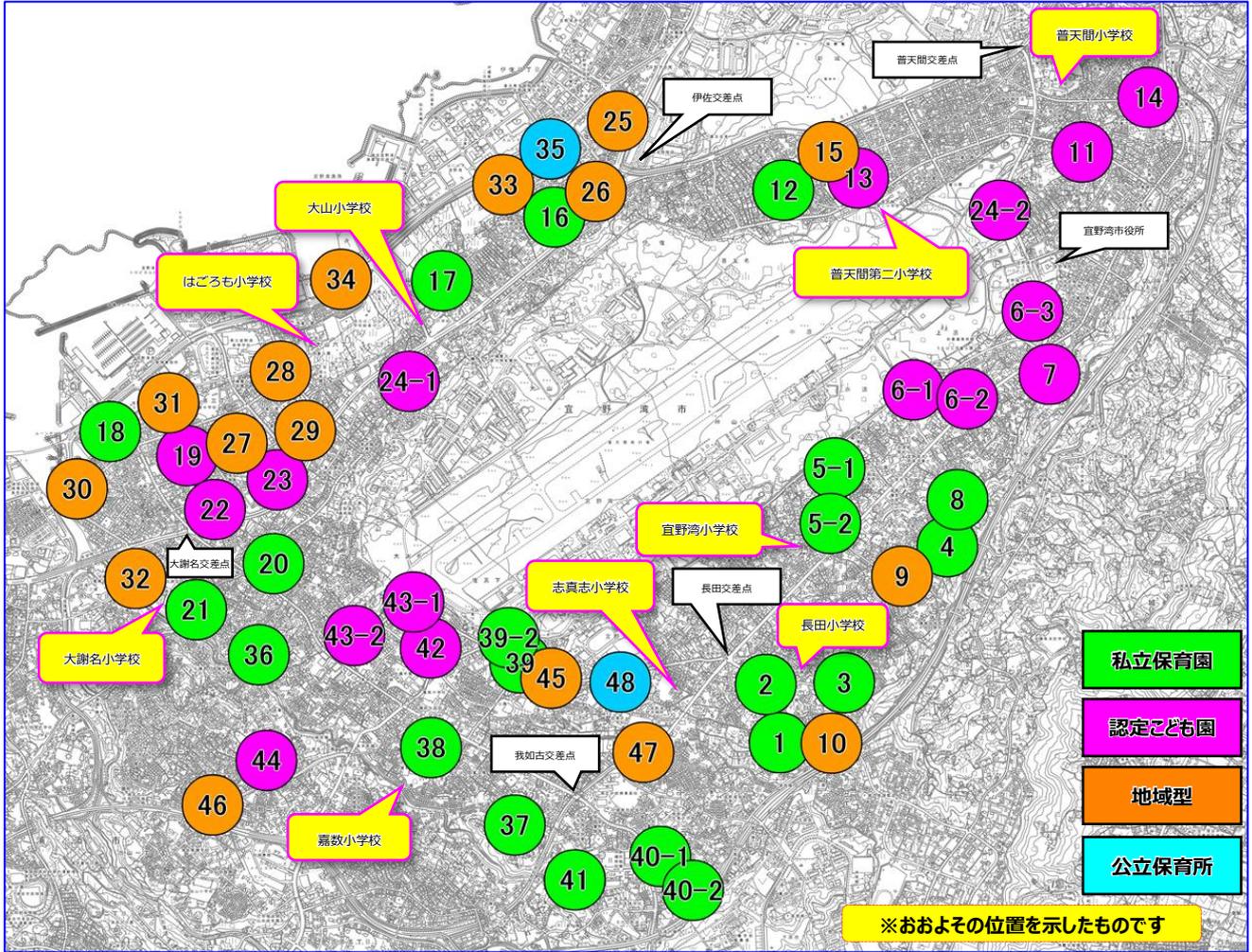
イ. ここ de サーチ

→内閣府の委託先が公開している全国の保育施設の情報です。

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>



ウ. 認可保育施設の地図



連番	中学校区	種別	施設名	電話番号	保育開始時間	保育終了時間	延長保育終了時間	土曜保育終了時間	備考
1	A 宜野湾 中学校区	法人	志真志まごころ保育園	927-1181	7:00	18:00	19:00	18:00	
2		法人	秋津保育園	892-5068	7:00	18:00	19:00	18:00	※0歳児は月曜から金曜の延長保育無し。
3		法人	どんぐりの里保育園	988-1521	7:00	18:00	19:00	19:00	
4		法人	愛善保育園	892-1605	7:00	18:00	19:00	18:00	
5-1		法人	あいのもり保育園	893-4455	7:00	18:00	19:00	18:00	
5-2		法人	あいのもり保育園 (分園)	893-4455	7:00	18:00	19:00	18:00	
6-1		認可	認定こども園ミライエ	892-6509	7:00	18:00	22:00	22:00	※仲原保育園から改称。
6-2		認可	認定こども園ミライエ (分園)	892-3013	7:00	18:00	22:00	22:00	
6-3		認可	認定こども園ミライエ (第2分園)	917-2300	7:00	18:00	22:00	22:00	
7		認可	認定こども園ちやいどのほうすエンジェル	893-3342	7:00	18:00	19:00	18:00	
8	法人	赤道あおぞら保育園	893-5381	7:00	18:00	19:00	18:00		
9	地域	つみき保育園	927-8644	7:30	18:30	19:30	18:30		
10	地域	らいむ保育園	894-8311	7:00	18:00	19:00	18:00		
11	B 普天間 中学校区	認可	ここわ認定こども園	892-2261	7:30	18:30	19:30	18:30	
12		法人	きゆな保育園	893-3974	7:00	18:00	19:00	18:00	
13		認可	しのめ認定こども園	893-3806	7:00	18:00	19:00	18:00	

14		認可	ゆうわ認定こども園	893-2705	7:00	18:00	19:00	18:00		
15		地域	ほいくえんそーれ!	893-3806	7:00	18:00	19:00	18:00		
16	C 真志喜 中学校区	法人	そらみライオンの子保育園	963-8217	7:00	18:00	19:00	18:00		
17		法人	あつぷる保育園	917-0590	7:00	18:00	19:00	18:00		
18		法人	マーシー保育園	897-3532	7:00	18:00	19:00	18:00		
19		認可	ラポール育成こども園	943-0081	7:00	18:00	19:00	18:00		
20		法人	花の子保育園	897-6610	7:00	18:00	19:00	18:00		
21		法人	びっころ保育園	897-9360	7:00	18:00	19:00	18:00		
22		認可	認定こども園まなぶ保育園	897-1022	7:00	18:00	19:00	18:00		
23		認可	認定こども園森川保育園	943-5318	7:00	18:00	19:00	18:00		
24-1		認可	認定こども園はごろも保育園	890-6511	7:00	18:00	19:00	18:00		
24-2		認可	認定こども園はごろも保育園(分園)	892-5088	7:00	18:00	19:00	18:00	※0~2歳児のみ。	
25		地域	キュート・チャイルド・ケア宜野湾保育園	963-9024	7:00	18:00	19:00	18:00		
26		地域	リトルマーシー	917-2280	7:00	18:00	19:00	18:00	※土曜日はマーシー保育園にて合同保育を行っている。	
27		地域	うさぎ保育園	894-8930	7:15	18:15	19:15	18:15		
28		地域	ちきと保育園真志喜園	975-5010	7:00	18:00	19:00	18:00		
29		地域	ばいかし保育園	960-3081	7:00	18:00	19:00	18:00		
30		地域	もりのなかま保育園宇地泊園	897-1220	7:30	18:30	19:30	18:30		
31		地域	そらうみ保育園	897-8003	7:00	18:00	19:00	18:00		
32		地域	ちきと保育園	898-2611	7:00	18:00	19:00	18:00		
33		地域	ライオンの子保育園ブンバア	959-5336	7:30	18:30	19:30	18:30		
34		地域	ヤクルトわくわく大山保育園	975-5365	7:00	18:00	19:00	18:00		
35		公立	うなばら保育所	898-6337	7:30	18:30	19:30	14:00		
36		D 嘉数 中学校区	法人	こがねの森保育園	897-3983	7:00	18:00	19:00	18:00	
37			法人	可愛保育園	897-7157	7:00	18:00	19:00	18:00	
38	法人		きらら保育園	943-6539	7:00	18:00	19:00	18:00		
39	法人		ぎのわんおひさま保育園	943-0485	7:00	18:00	19:00	18:00		
39-2	法人		ぎのわんおひさま保育園(分園)	943-0485	7:00	18:00	19:00	18:00	※5歳クラスのみ。	
40-1	法人		しいの実保育園	898-7070	7:00	18:00	19:00	19:00		
40-2	法人		しいの実保育園(分園)	987-7077	7:00	18:00	19:00	19:00		
41	法人		ポケット保育園	898-7713	7:00	18:00	19:00	18:00		
42	認可		さつき認定こども園	898-5435	7:00	18:00	19:00	18:00		
43-1	認可		第2さつき認定こども園	870-9218	7:00	18:00	19:00	18:00		
43-2	認可		第2さつき認定こども園(分園)	975-7707	7:00	18:00	19:00	18:00		
44	認可		ピノキオ認定こども園	988-8622	7:00	18:00	19:00	18:00		
45	地域		ちゅらさん保育園	988-4228	7:00	18:00	19:30	18:00		
46	地域		ねたて保育園	975-7857	7:00	18:00	19:00	18:00		
47	地域		クッピー乳児園	898-5657	7:00	18:00	19:00	18:00		
48	公立	宜野湾保育所	892-5365	7:30	18:30	19:30	14:00			



■パンフレットの最終ページです。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

宜野湾市役所子育て支援課 電話：098-893-4411(内線：3312・3313)